

## 不正行為の通報から認定まで

### 通報等の 受付

- 監査室に通報の窓口を設置する。
- 通報は原則として実名等を明らかにすること（以下「顕名」という。）とし、以下の事項を明示する。
  - ① 不正行為を行ったとする研究者、グループ
  - ② 不正行為の態様等、事案の内容
  - ③ 不正とする合理的理由
- 匿名の場合には、通報の内容に応じ、顕名による通報に準じた取り扱いが可能。
- 関係者の秘密保持を徹底する。
- 通報された事案は、統括管理責任者及び監事に報告する。

### 予備調査

- 統括管理責任者は、予備調査を実施する。
- 通報された行為が行われた可能性等について調査する。
- 予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

### 本調査

- 最高管理責任者は、予備調査結果の報告を踏まえ、本調査を行うか否かを決定する。
- 本調査を行う場合は、調査委員会を設置する。
- 調査において、被通報者に弁明の聴取を行う。

#### 調査中における一時的措置

- 通報された研究活動に係る研究費の使用停止等

### 認定

- 調査委員会は、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合は、その内容、不正内容に関与した者とその度合い等を認定する。
- 不正行為が行われなかったと認定される場合、通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会はその旨の認定を行う。
- 不服申立てが可能。

## 認定後の措置

- 理事長は、研究活動上の不正行為を行ったと認定された者又は悪意に基づく通報を行ったと認定された者に懲戒処分等必要な措置を講ずる。  
(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員懲戒規程等)